

新型コロナウイルス感染症対応 今後の方向性（案）

マスク等
現行どおり
の感染対策

3/31まで

卒業式

- ・児童生徒，教職員はマスクを外すことを基本とする。
- ・歌を歌う場面，呼びかけはマスク着用。
- ・児童生徒にマスクの着脱を強制しない。
- ・差別偏見がないよう適切に指導。
- ・保護者，来賓等はマスク着用。
- ・保護者，来賓等の参加については，現在の各校の計画どおり。
- ・発熱などの症状があれば，参加を控える。

*予行演習，練習もマスクを外してよい。

（参考）一般的には，3月13日からマスク着用は個人の判断

4/1から

◆感染対策

- ・人との距離の確保，換気，手洗い等の感染対策は今までどおり。

◆学級閉鎖

- ・インフルエンザ並みの対応。
- ・2～3割程度の感染を目安に閉鎖の有無や期間を判断（学校医と相談）

◆教育活動，行事

◎【共通】感染リスクが比較的高い教育活動

- ・2方向の窓を開けて常時換気を行う（CO₂モニターで計測）。

◎グループでの活動（実験，共同制作等）

- ・少人数のグループで実施する。
- ・大声の会話を控える。
- ・触れ合わない程度の距離を確保する。

◎歌唱，一斉に声を出す活動

- ・原則，近距離で向かい合っただけの発声は避ける
（目安：前方1m程度，左右50cm程度の間隔）

◎調理実習での試食

- ・給食の対応と同じ。

◎体育で組み合ったり接触したりする運動

- ・大声での発声は控える。

◎学校行事

- ・感染対策の理由での内容の精選や時間短縮は必要ない。

入学式

- ・マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・歌を歌う場面，呼びかけは前後1m，左右50cm程度を目安とした距離を確保
- ・児童生徒にマスクの着脱を強制しない。
- ・差別偏見がないよう適切に指導。
- ・保護者，来賓等のマスクは個人の判断とする。
- ・感染対策の理由での，保護者，来賓等の参加人数の制限は必要ない。
- ・発熱などの症状があれば，参加を控える。

◆給食

次の対応を取ったうえで，「黙食」は必要ない。

- ・大声での会話を控える
- ・机を向かい合わせにしない
（向かい合わせの場合は，1m程度の距離を確保する）

◆マスクの着脱

別紙参照

令和5年度（R5.4.1）からの教育活動におけるマスク着用について

R5.2.24 総社市教育委員会

- 1 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
マスクを外すことのメリットを児童生徒に伝える。

＜マスクを外すメリット＞

- ・マスクを通さずに呼吸する爽快感，気持ちよさを日常的に味わう。
- ・言葉だけでなく，表情も合わせて自分の気持ちを表現することができる。
- ・表情を見ながら友達などと接することで，お互いの気持ちを表情から知ることができる。

- 2 マスク着用が感染拡大を防止するうえで効果的な場面を児童生徒に示すことで、児童生徒が学校生活の中で主体的に判断できるようにする。

＜マスク着用が効果的な場面＞

学級内感染や校内感染が見られる場合で，次のような活動を行う場合

- ・グループで話し合い活動を行う場合（屋内）
- ・多くの人々が体育館等に集まり，会話を交わす交流活動や歌唱などの活動を行う場合
- ・バスなどの乗り物に乗る場合

3 その他

- ・学習活動で高齢者施設や病院等を訪問する場合は，マスク着用を推奨する。
- ・感染状況等によりマスク着用の声掛けを行う場合，強制ではなく，着脱はあくまでも個人の判断とする。
- ・マスクの着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導を行う。
- ・保護者・来客のマスク着用についても個人の判断とするが，市内の感染状況に応じてマスク着用をお願いする。

例）校内感染が見られる中で参観日を実施する場合 等

★4月からマスクを外して学校生活を送ることや、自分で考えてマスクをつけることについてどう思いますか。

よい点

〈小・中共通の意見〉

- ・マスクを外すと、表情が分かりやすくなり、伝えたいことが伝わりやすくなる。コミュニケーションがとりやすい。
- ・爽快だと思う。開放感がある。
- ・マスクを外すと熱中症などの心配が減る。
- ・呼吸がしやすい。息苦しさや耳の痛みがなくなる。(不快感がなくなる)
- ・声が通る。声が小さい子もみんなに聞こえやすくなる。
- ・マスクを買うお金がいらぬ。
- ・運動しやすい。
- ・勉強に集中できる。
- ・暑さ、蒸れ、肌のトラブルが解消される。
- ・メガネの時、曇らない。
- ・邪魔だから取りたい。外したままだと着脱の手間が省ける。
- ・自分で決められることはよいと思う。
- ・制限はないほうがよい。強制的に外すのではないのでうれしい。
- ・マスクが濡れて気持ち悪くならない。
- ・マスクの日焼け跡が残らない。

〈小学校〉

- ・以前の生活に戻れる。
- ・体調に合わせてつけたりとったりできるところ。相手の調子もわかりやすい。
- ・仲よく活動できそう。
- ・自然の空気がすえる。
- ・マスクゴミが減る。
- ・元気な時にマスクをしなくてもいいのがうれしい。
- ・理科などの観察がしやすい・参観日に顔を見もらえる
- ・給食時間おしゃべりがしやすい。
- ・マスクを外す機会が増えてうれしい。
- ・笑顔を見ると元気になれる。
- ・マスクがずれていても注意されない。

〈中学校〉

- ・個人の判断で良いと思う。外したい人もいるけど外したくない人もいるから。ただし、歌うには感染リスクが大幅に上がると思うのでその時だけつけた方が良いと思う。
- ・マスクなし生活は確かにいいけど、それがきっかけに学級閉鎖にでもなったら逆によくない。時と場合に応じて外すのはよいと思う。
- ・親にコロナを心配してつけてほしいと言われそう。急に外せと言われたら取りにくい。自己判断で付けたり外したりすれば良いと思う。
- ・自分で決めたらいい。呼吸のしづらさもコロナの感染対策の重要度も人によって違うから。

心配なこと

〈小・中共通の意見〉

- ・感染が怖い。感染リスク。(新型コロナウイルス感染症, 風邪, インフルエンザ等)
- ・顔を見られることへの抵抗。恥ずかしさ。
- ・アレルギーか感染症か判断しにくいので、感染の広がりが気になる。
- ・いつまでもマスクを外せない人が出てきてもうかもしれない。
- ・みんなに合わせてしまいそう。まわりの目が気になる。
- ・ためらう。外すかどうか、迷うと思う。
- ・マスクをする・しないでいじめや差別になってはいけない。
- ・花粉でくしゃみが出る人がいて、散ると悪気はなくても不快に思う人がいるかもしれないから。
- ・マスクなしで話すのがこわい。友達のつばがあたるかもしれない。マスクを外して、近くで大声を出す人がいると心配。
- ・給食時間のルールがどうなるのか。黙食は。向かい合わせの席で食べることができるのか。
- ・給食の時に唾が散りそう。
- ・着けている方が安心できる。
- ・外してと言われるのは嫌だ。

〈小学校〉

- ・そもそも、外す必要性を感じない。外すことに違和感がある。
- ・相手にうつしてしまったらどうしよう。
- ・容姿について何かいわれないか心配。
- ・顔をほとんど見ていないから、分かるかなあと思う。
- ・みんなが集まるときにはマスクがしたい。
- ・大人数があるところに行くこと。
- ・いちいち着けたり外したりすることがめんどくさいので、いつも外して OK になってから外したい。
- ・入学後、3年間のマスク生活だからいきなりは・・・。
- ・換気されていないときはマスクを外したくない。
- ・全校で集まった時におしゃべりしていいのか
- ・今まで苦勞して予防してきたのに、増えたら今までの努力は・・・。
- ・自分で決めるのが不安。
- ・一度コロナになって、しんどかったから外せない。

〈中学校〉

- ・同調圧力が心配。
- ・親も言っていたが、マスクを外したせいで感染者が増えて助かる命が助からないかも。
- ・花粉症など今まで使用してきた人はどうすればいいのか？
- ・風邪をすぐひく。
- ・一気に感染しそうだから。感染者数が増えると思うから。
- ・かかったらこまるから。
- ・学校でまたコロナが増えてしまいそうだから。
- ・からかわれたりするから。
- ・心配なことがあるわけではないが、マスクの下を見られたくないのでマスクをつけたい。
- ・マスクを外したい気持ちもまだあるけどもうちょっと我慢したほうがいいのかと思うから。

★4月からマスクを外して学校生活を送ることや、自分で考えてマスクをつけることについてどう思いますか。

よい点

- ・これまではいくらか強制的に着用させてきたので、自分で考えて着脱出来るようにすることは、不安を感じる児童にとっても良い。児童の自主性を見守り支えていく機会となる。
- ・口の開き具合の示範や確認（音楽・歌唱指導、英語、水泳など）。発音の指導などがやりやすい。
- ・教職員の表情が見えるようになり、児童に安心感を与えられるようになる。児童同士も互いの表情が分かり、思いが伝えやすくなる。
- ・身体の調子を確認しやすい。子どもの困っていることに気づきやすい。
- ・赤ちゃんは親が笑わないで育てると笑うことを知らない子に育つと言われているように、人は顔の表情で、多くの情緒が育ちます。マスクを外すことは集団で大勢の表情を見ることになり、相手の気持ちを汲み取ることができるのでよいと思う。
- ・必要な場面で着用するのは大切だと思う。咳エチケットや手洗いの大切さを伝えて、各自で考えて行動できる生徒を育てることが出来る。
- ・難聴児童にとっては、口元が見えることが大切である。
- ・「マスクを着用させなければならない。」という心理的負担が減る。

心配なこと

〈マスク着脱の場面に関すること〉

- ・マスクをつける場面とつけない場面との線引きが難しい。
- ・今後、給食中の黙食はどうなるのか。
- ・個人の自由と言いつつ、一斉に着けましょうという場面が生まれると矛盾する。
- ・教室での授業中は児童との距離が近いので、少し不安。
- ・グループ協議の際はマスクが必要なのではないかな。
- ・特別支援学級は個別指導が多く密接度が高いため、感染のリスクが高い。
- ・健康診断の校医の検診のときは、できるだけR4年度と同じように着けさせて欲しい。
内科・眼科…着けたまま
歯科・耳鼻科…直前に外す（Dr.の前では外す）
※または医師会の意向を確認して欲しい。

〈生徒指導上の問題に関すること〉

- ・個人での判断より、人目を気にしての判断となる可能性がある。
- ・マスク着用には様々な考えがある。外すことに不安をもっていたり、相手が着用していないことを不快に思ったりすることも考えられるので、状況に応じた指導が必要。
- ・個人の判断でできればいいが、差別やいじめがでないようにしないといけない。
- ・外したくない子への配慮（恥ずかしい、不安がある、その他特別な事情など）
- ・低学年児童は、自分での判断は難しいと思われる。親子での思いの違くないことを願う。そこから感染症が広がることは避けたい。
- ・マスクを外さない児童・生徒への寄り添い方や声掛けの仕方。周りの児童・生徒への周知の仕方。
- ・対面恐怖症や人と話すのが苦手な人にとっては、カーテンがなくなるような気になるので、生きづらくなる。
- ・マスクの脱着を個性として認める教育がいる。
- ・マスクを着けている子は、マスクを外している子と話すのを嫌がる場面が発生する可能性がある。
- ・飛沫に過剰な反応をされる。
- ・マスクをする・しないは個人の判断だが、どちらかへの同調圧力がはたらくだろう。そのために登校しぶりが発生する心配がある。

〈保護者への対応に関すること〉

- ・教員がマスクをしていない（している）ことに対する保護者の対応。
- ・教職員がマスクをしてなくてコロナに感染した場合、どんな影響があるか心配。
- ・「教職員が外さないから、子どもが外せない。」等言われなにか心配。
- ・保護者の方でマスクを外すことを不快に思っている方がいる場合の対応が心配。
- ・マスク着用をルールとしている家庭の児童の、教職員がマスクを外していることに対する恐怖心を取り除くこと。
- ・家庭によってマスクに対する考え方が違うので、不安に思う児童や外したくない児童もいるのではないかと思う。
- ・保護者間でマスクの着用について対立が起きないか心配。

〈教育活動への影響〉

- ・不登校児童が増えること。（出席停止の見直し、マスク着用がないことによる不安など）
- ・感染が増えないか。増えることでまた活動に制限がかかり、児童に負担がかかる。
- ・感染拡大における責任が大きいこと。
- ・今後、マスクを着けていることがダメなことという風潮にならないかと思う。

〈その他〉

- ・一人の感染から大勢の人にうつるかも知れないので、体調の悪いときはマスクをする、休むという今までのコロナ禍での対応を続けてほしい。
- ・「マスクを取ることを原則とする」ではなく「マスクの着脱はあくまで自由」というスタンスであればと思っています。
- ・マスクをするしないは、ある程度教員間で共有しておかないと児童が主体的に判断してマスクを着用はできないと思う。
- ・強制的になること（せきエチケットはマナーとして継続した方がよいと思うし、感染予防や花粉症の予防としてつけることが必要な人もいる）
- ・もう少し具体的な案を出してほしい。児童に何か聞かれた時に、「自分で判断するんだよ」で全て済ませていいのかと思ってしまう。

「マスク着用の考え方の見直し等について」等を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いましたので、その内容及び留意事項等についてお知らせします。

4 文科初第 2507 号
令和 5 年 3 月 17 日



各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
藤 原 章 夫

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）」（令和5年2月10日付け4文科初第2153号文部科学省初等中等教育局長通知）においてお知らせしたとおり、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされているところです。

このたび、当該本部決定等も踏まえた上で、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。主な改定の内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせしますので、各教育委員会や学校等において、これらを踏まえた上で、新学期以降の学校におけるマスクの取扱い等について適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、当該対策本部決定においては、学校に限らず、社会全体について、「感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。」等とされていますので、併せて御承知置きください。

なお、新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われるほか、文部科学省においても、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）等の改正を予定していますので、予め御承知置きください。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いいたします。

記

1. マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、別添に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様であること。

- 加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。

(2) 入学式等の実施に当たっての留意事項

- 今後、各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、(1)で述べたように、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1 m程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保すること。
- 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないこと。

2. 効果的な換気の実施について

- 「マスク着用の考え方の見直し等について」においては、「・・・基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。」とされているところであり、学校においても、引き続き、効果的な換気の実施が求められること。
- 具体的な換気の方法や考え方については、「感染拡大防止のための効果的な換気について」(令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)や「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」(令和4年9月2日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)等を参照すること。
- 換気を目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも有効であること。この点、学校環境衛生基準(平成21年文部科学省告示第60号)では、1,500ppmを基準とされているが、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「感染拡大防止のための効果的な換気について」では、学校についても、「気候等に応じて、・・・出来る限り1,000ppm相当の換気等に取り組むことが望ましい。」とされていることから、これらも踏まえた上で、効果的な換気に取り組むこと。

- 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや HEPA フィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保すること。

3. 給食等の食事をする場面における対策について

- 給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。
- その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。

【資料】

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023. 4. 1Ver 9）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

以上

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）

「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染症対策

【各教科等共通】

「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること

「一斉に大きな声で話す活動」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 近距離で向かい合っただけの発声は控えること

【理科】

「児童生徒がグループで行う実験や観察」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

【音楽】

「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

- ・ 教室の構造や周囲の状況も踏まえた上で、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っただけの歌唱は控えること

【図画工作、美術、工芸】

「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

【家庭、技術・家庭】

「児童生徒がグループで行う調理実習」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること
- ・ 試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じること

【体育、保健体育】

「組み合ったり接触したりする運動」

- ・ 屋内で実施する場合には、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO₂モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 大声での発声は控えること
- ・ 見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えること